

有害業務・特定業務・雇入時健康診断の実施について (特殊健康診断)

日頃当協会の健康診断をご利用いただきありがとうございます。令和5年度前期の標記健診を下記日程により実施いたします。それぞれ法令によって事業主の責任において実施しなければならないことになっておりますので、下記対象業務に従事している方は必ず受診していただきますようご案内いたします。 ※一般健診（定期健診）も受診できます。

健康診断日時及び会場（完全予約制です） 各所受付開始時間が異なります

月 日	受付時間	会 場
4月3日（月）	13:30～15:00	尾花沢市共同福祉施設
4月12日（水）	12:30～15:00	東根市 神町公民館
4月19日（水）	13:00～15:00	村山市民会館

対象業務

- ・ 屋内作業場等における**有機溶剤業務**に常時従事する労働者
- ・ **鉛業務**に常時従事する労働者
- ・ **四アルキル鉛等業務**に常時従事する労働者
- ・ **特定化学物質**を製造し、または取り扱う業務に常時従事する労働者及び過去に従事した
在籍労働者（エチルベンゼンの場合は現在従事か過去従事かを申込時に記入）
- ・ **高圧室内業務**または**潜水業務**に常時従事する労働者
- ・ **放射線業務**に常時従事する労働者で管理区域に立ち入る者
- ・ **除染等業務**に常時従事する除染等業務従事者
- ・ **石綿等**の取扱い等に伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務に常時従事する労働者
及び過去に従事したことのある在籍労働者
- ・ 常時**粉じん作業**に従事する労働者及び従事したことのある労働者
- ・ **レーザー光線作業**（紫外線・赤外線）、**騒音**、**VDT作業**、**振動工具作業**等に従事する者
- ・ **特定業務**従事者（深夜業等）

※ 令和3年4月より**溶接ヒューム（金属アーク溶接作業）**が特定化学物質に追加されました

事業主に実施が義務づけられている健康診断一例

健康診断の種類	実施時期
雇入時健診（安衛則第43条）	雇入れの際
定期健康診断（安衛則第44条）	1年以内ごとに1回
特定業務従事者健診（安衛則45条）	左記業務への配置換えの際及び6月以内ごとに1回
特殊健康診断	雇入時・配置換えの際及び6月以内ごとに1回
じん肺健康診断	管理区分に応じて1～3年以内ごとに1回

申込・問い合わせ先 一般社団法人 村山労働基準協会 TEL：0237-53-2664 担当：畑中

★完全予約制となっております。ご予約のない方は受診できません。